

1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	公設市場の使用許可		
根拠法令及び条項	那覇市公設市場条例第3条第1項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市公設市場条例第4条 那覇市公設市場条例施行規則第4条第2項 公設市場管理運営に関する事務処理要綱第4条及び第6条 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	1963年 4月 11日	審査基準 最終変更年月 日	2020年 4月 1日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(申請があった日の翌日から起算して14日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	2014年 12月 24日	標準処理期間 最終変更年月 日	年 月 日
所管部署	経済観光部 なはまち振興課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

那覇市公設市場条例

(使用許可の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、使用を許可しない。

- (1) 第12条の規定による使用許可の取消しを受けた日から3年を経過しない者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) その他市長が市場の管理上不適当と認める者

那覇市公設市場条例施行規則

(使用許可等)

第4条 市長は、前2条の規定による申請書の提出があつた場合において、店舗の使用を適当と認めるときは店舗使用許可証(第5号様式)を、倉庫、冷蔵庫設置場所、事務室及び冷蔵庫の使用を許可したときは倉庫(冷蔵庫設置場所・事務室・冷蔵庫)使用許可証(第6号様式)を申請者に交付する。

2 前項の規定による許可をする場合においては、条例第3条第4項の規定に基づき、許可の条件として、連帯保証人が、許可を受けた日から原則として4年の間において許可を受けた者が公設市場の使用料を滞納することがある場合、又は条例第11条に規定する賠償の義務を負うことがある場合は、使用料の12月分に相当する額を極度額として、これらの債務を保証し、許可を受けた者と連帯して必ずこれらの債務を履行する旨を約し、連署した請書(第7号様式)を提出させるものとする。

3 前項の連帯保証人が責任を負う保証債務の極度額は、許可又は更新の許可を受けた者が許可を受けたときにおける使用料の12月か分に相当する額とする。

4 前項の請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 申請者及び連帯保証人の印鑑登録証明書
- (2) 連帯保証人の所得を証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

5 申請者は、第2項の規定による連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更承認申請書(第8号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

公設市場管理運営に関する事務処理要綱

(使用希望者の要件)

第4条 使用希望者は次のすべての要件を備えている者でなければならない。

- (1) 個人事業者においては本市に住所を有すること。また、法人事業者においては本市に法人登記された本社又は支店を有すること。ただし、使用者においてはこの限りでない。
- (2) 許可された小間で常時専従して事業を行うことができること。
- (3) 連帯保証人1名をつけることができること。
- (4) 市税及び国民健康保険税または後期高齢者医療保険料を滞納していないこと。ただし、納税課及び国民健康保険課と納付相談を行い、納付について一定の合意を得ている場合はこの限りでない。

(公募の例外)

第6条 使用者の死亡、疾病、事故、高齢、その他やむを得ない理由により、使用の継続が困難と認められる場合は小間を返還させ、第3条に規定する公募により新たに小間を使用する者を決定するものとする。ただし、使用者が次条第3号から第5号までの要件を備えている場合であって、返還に係る小間の使用を希望する者(以下「新たな使用者」という。)が次に掲げるすべての要件を備え、かつこれを証したときは、新たな使用者の一代限りの処置として、公募によらずに、新たな使用者に対して当該小間の使用を許可することができるものとする。

- (1) 使用者の親族等であること。
 - (2) 従業員として届け出がなされ、かつ1年以上従業員として使用者の下で事業に従事していること。
 - (3) 第4条第2号から第4号までの要件を備えていること。
 - (4) 新たな使用者の属する世帯の主たる生計維持者であること。又は市場の小間の使用による収入が新たな使用者の世帯の生計維持に必要な収入であること。
- 2 前項の規定により小間の使用許可を受けた使用者が、当該小間を継続して使用することが困難となった時は、公募により新たな使用者を決定するものとし、公募の例外は認めないものとする。